

税務情報

2023 年度税制改正関連情報

国税庁 — 法令解釈通達の発遣

国税庁は 6 月 23 日、2023 年度税制改正に対応した以下の改正通達を 6 月 20 日付で発遣したことを公表しました。

■ [法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）](#)

この改正通達では、以下の第 1 から第 8 までの通達が改正されています。

[第 1 法人税基本通達関係（PDF 6,579KB）](#)

[第 2 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係（PDF 478KB）](#)

[第 3 耐用年数の適用等に関する取扱通達関係（PDF 95KB）](#)

[第 4 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（法人税編）関係（PDF 307KB）](#)

[第 5 「消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて」通達関係（PDF 90KB）](#)

[第 6 「『消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて』の一部改正について」通達関係（PDF 108KB）](#)

[第 7 「生命保険会社の所得計算等に関する取扱いについて」通達関係（PDF 121KB）](#)

[第 8 「損害保険会社の所得計算等に関する法人税の取扱いについて」通達関係（PDF 93KB）](#)

たとえば、「第 1 法人税基本通達関係」や「第 2 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係」では、以下の改正が行われています。

【暗号資産】

2023 年度税制改正では、自己が発行した暗号資産については、その取得価額が発行のために要した費用の額とされるとともに、法人が事業年度末に有する自己が発行した暗号資産で発行の時から継続して保有しており、他の者に移転することができないようにする技術的措置をとる等により継続して譲渡制限が付されているものについては、時価評価の対象となる暗号資産から除かれること

とされました。

この改正に伴い、たとえば、以下の法人税基本通達が新設されています。

• **2-3-62 の 2 発行のために要した費用の額に含まれないものの例示**

資金調達の目的で暗号資産を発行する法人が、その暗号資産の発行に係る計画の設計等のために他の者へ支払うコンサルタント料や相談料、顧問料のほか、自己が発行する暗号資産について、譲渡制限を付すために要する費用は、発行のために要した費用の額に含まれないことが明らかにされています。

• **2-3-67 の 2 技術的措置の意義**

他の者に移転することができないようにする技術的措置に該当する措置が例示されています。

【試験研究費の税額控除制度】

2023 年度税制改正では、控除上限や控除率の見直しが行われたほか、試験研究費の範囲の見直しや特別試験研究費の範囲の拡充も行われました。

この改正に伴い、たとえば、以下の租税特別措置法関係通達が改正又は新設されています。

• **42 の 4(1)-2 試験研究に含まれないもの**

試験研究に含まれない活動のうち、「単なる製品のデザインの考案」は、性能向上を目的としないことが明らかな開発業務の一部として行うデザインの考案であることが明確化されるとともに、その考案されたデザインに基づき行う設計又は試作は、試験研究に含まれない活動に該当することが明らかにされています。

• **42 の 4(4)-3 の 4 新規高度研究業務従事者であることを明らかにする書類**

特別試験研究費に追加された新規高度研究業務従事者に対する人件費について、その者が新規高度研究業務従事者であることを明らかにする書類が例示されています。

《通達の廃止》

上記の通達改正とともに、以下の 4 つの通達が廃止されており、下記 3 及び 4 の通達の廃止に伴う経過的取扱いが、[「第 9 経過的取扱い関係」](#) (PDF 99KB) に示されています。

- 1 平成 7 年 2 月 27 日付課法 2-1 ほか 2 課共同「阪神・淡路大震災に関する諸費用の法人税の取扱いについて」
- 2 平成 7 年 3 月 30 日付課法 2-3「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（法人税編）の制定等について」
- 3 平成 23 年 4 月 18 日付課法 2-3 ほか 2 課共同「東日本大震災に関する諸費用の法人税の取扱いについて」（法令解釈通達）

4 平成 28 年 6 月 16 日付課法 2-5 課共同「平成 28 年熊本地震に関する諸費用の法人税の取扱いについて」（法令解釈通達）

KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL : 075-353-1270

FAX : 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル4F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com
home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2023 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.